

紀南河川国道事務所河川関係災害対策部運営計画（地震災害対策編）

第6条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の1つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。

1. 注意体制

- (イ) 別表の地震観測所において震度5弱の地震が発表または観測されたとき
- (ロ) 沿岸に津波注意報が発令されたとき
- (ハ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ニ) 河川部関係地震災害対策本部長（以下「対策本部長」という）が指示したとき

2. 警戒体制

- (イ) 別表の地震観測所で震度5強以上の地震が発表または観測されたとき
- (ロ) 沿岸に津波警報が発令されたとき
- (ハ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ニ) 対策本部長が指示したとき

3. 非常体制

- (イ) 別表の地震観測所で震度6弱以上の地震が発表または観測されたとき
- (ロ) 沿岸に大津波警報が発令されたとき
- (ハ) 大規模災害が確認されたとき
- (ニ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ホ) 対策本部長が指示したとき

紀南河川国道事務所河川関係災害対策部運営計画（風水害対策編）

第6条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の1つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。

1. 注意体制

- (イ) 大雨、洪水及び高潮に関する注意報が発令され、対策部長が必要と判断したとき
- (ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき
- (ハ) 成川、高岡、下田のいずれかの水位観測所の水位が、水防団待機水位を超えたとき
または超すと予想されるとき
なお、河口砂州の閉塞のみの影響による水位上昇の場合は、対策部長の判断による
- (ニ) 水門等の操作体制をとる必要があるとき
- (ホ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ヘ) 河川部関係風水害対策本部長（以下「対策本部長」という）が指示したとき

2. 警戒体制

(1) 第一警戒体制

- (イ) 大雨、洪水及び高潮に関する警報が発令され、対策部長が必要と判断したとき
- (ロ) 台風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき
- (ハ) 成川、高岡、下田のいずれかの水位観測所の水位が、氾濫注意水位を超すと予想されるとき
- (ニ) 水防活動の必要が予想されるとき
- (ホ) 水門等の操作の必要があるとき
- (ヘ) 被害の発生が予想されるとき
- (ト) 対策部長が必要と判断したとき
- (チ) 対策本部長が指示したとき

(2) 第二警戒体制

- (イ) 成川、高岡、下田のいずれかの水位観測所の水位が、氾濫注意水位を超え、なお上昇すると予想されるとき
- (ロ) 成川水位観測所の水位が氾濫危険水位突破のおそれがあるとき
- (ハ) 兼用道路等にかかる交通規制が予想されるとき
- (ニ) 甚大な被害の発生が予想されるとき

(ホ) 対策部長が必要と判断したとき

(ハ) 対策本部長が指示したとき

3. 非常体制

(イ) 高岡水位観測所の水位が、計画高水位を超えたとき

(ロ) 成川水位観測所の水位が氾濫危険水位を突破したとき

(ハ) 下田水位観測所の水位が氾濫危険水位を突破した（計画高水位を超えた）とき

(ニ) 甚大な被害が発生したとき

(ホ) 対策部長が必要と認めたとき

(ハ) 対策本部長が指示したとき

紀南河川国道事務所河川関係災害対策部運営計画（水質事故災害対策編）

第6条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号に該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときはこれを解除する物とする。但し、各班の編成人員構成は状況に応じ配置するものとする。

1 注意体制

- ①直轄管理区間及びその流域において水質事故が発生した場合。
- ②二次災害により水質事故の発生の恐れがあり対策部長が必要と判断した場合。
- ③警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響が少なくなったが、河川の影響等の監視が必要な場合。
- ④海洋における油流出事故などにより、直轄河川・海岸に被害が発生する恐れがある場合。
- ⑤その他対策部長が必要と判断した場合。

2 警戒体制

- ①水質事故により直轄管理区間及びその流域において、取水停止などの被害の発生または発生の恐れがある場合。
- ②水質事故により、原因物資の流出防止対策を実施する必要がある場合。
- ③海洋における油流出事故などにより、直轄河川・海岸に被害が発生した場合。
- ④その他対策部長が必要と判断した場合。

3 非常体制

- ①水質事故により直轄管理区間及びその流域において、給水停止などの重大な被害発生または発生の恐れがある場合。
- ②海洋における油流出事故などにより、直轄河川・海岸に重大な被害が発生または発生の恐れがある場合。
- ③その他対策部長が必要と判断した場合。